遠隔点呼の実施に係る申請書
別紙5
遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書

		遠隔点呼への適合確認								
		クラウド点呼　e点呼PRO					お客様の既存システムやデータ管理			
		クラウド運転者台帳 Karte－PRO	クラウド顔認証機能	クラウド飲酒管理 ALC-WEB	クラウド健康管理 HC-WEB		労務データ	携行品確認	日常点検	車両整備況
				記録型アルコール検知器	記録型体温計	記録型血圧計				
1	カメラ・モニター等を通じ、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できる機能を有すること。			○						
2	アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる機能を有すること。			○						
3	事前に登録された運行管理者等以外の者が遠隔点呼を行うことができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。		○	○						
4	事前に登録された運転者以外の者が遠隔点呼を受けることができないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること。		○	○						
5	遠隔点呼に必要な以下の情報が遠隔点呼を行う営業所等間で共有され、遠隔点呼時に遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が確認できる機能を有すること。			○						
	(1)日常の健康状態				○	○				
	(2)労働時間			○(*1)			○(*1)			
	(3)指導監督の記録	○								
	(4)運行に要する携行品			○(*2)				○(*2)		
	(5)運転者台帳又は乗務員台帳の内容	○								
	(6)過去の点呼記録			○						
	(7)車両の整備状況			○(*3)						○(*3)
6	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を、平常時と比較して確認できる機能を有すること。			○		○				
7	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、運行に使用する車両の日常点検の確認結果を確認できる機能を有すること。			○						
8	遠隔点呼実施営業所等の運行管理者等が、被遠隔点呼実施営業所等の運転者に伝達すべき事項を確認できる機能を有すること。			○						
9	遠隔点呼を受けた運転者ごとに、次に掲げる点呼結果が電磁的方法により記録され、遠隔点呼を行う営業所等間で共有できる機能を有すること。また、その記録は1年間保持されること。			○						
	(1)乗務前遠隔点呼			○						
	イ.遠隔点呼実施者名			○						
	ロ.運転者名			○						
	ハ.運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等			○						
	ニ.点呼日時			○						
	ホ.点呼方法			○						
	ヘ.運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果			○						
	ト.運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画			○						
	チ.運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況に関する確認結果			○						
	リ.日常点検の確認結果			○(*4)					○(*4)	
	ヌ.指示事項			○						
	ル.運行管理者が乗務不可と判断した場合は乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容			○						
	ヲ.その他必要な事項			○						
	(2)乗務後遠隔点呼			○						
	イ.遠隔点呼実施者名			○						
	ロ.運転者名			○						
	ハ.運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等			○						
	ニ.点呼日時			○						
	ホ.点呼方法			○						
	ヘ.運転者のアルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの確認結果			○						
	ト.運転者のアルコール検知器使用時の静止画又は動画			○						
	チ.自動車、道路及び運行の状況			○						
	リ.交替運転者に対する通告			○						
	ヌ.その他必要な事項			○						
10	遠隔点呼機器の故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が電磁的方法により記録される機能を有すること。また、その記録は１年間保持されること。			○						
11	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果及び遠隔点呼機器の故障記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が遠隔点呼結果に残り消去できないこと。			○						
12	電磁的方法で記録された遠隔点呼結果（９．(1)ト．及び(2)ト．を除く）及び遠隔点呼機器の故障記録が、機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式の電磁的記録として出力できる機能を有すること。			○						

(*1)労務時間がわかるお客様の別システムを、点呼中に閲覧参照でも良い　(*2)携行品がわかる監視カメラをお客様にてご準備いただく＋点呼中の会話で確認でも良い

(*3)別システムか、整備状況がわかる書類を点呼中にモニター越しに見せるのでも良い　(*4)点検結果がわかる書類を、点呼中にモニター越しに見せるのでも良い